

労働安全衛生法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）〔本則関係〕

改 正 案

目次

第一章～第七章 「略」

第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置（第七十一条の二～第七十一条の四）

第七章の三 労働者に苦痛を与えるおそれのある言動に関する措置（第七十一条の五～第七十一条の九）

第八章～第十二章 「略」

附則

第七章の三 労働者に苦痛を与えるおそれのある言動に関する措置

（業務上の優位性を利用して行われる労働者に苦痛を与えるおそれのある言動に関し事業者の講すべき措置）

〔新設〕

目次

第一章～第七章 「同上」

第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置（第七十一条の二～第七十一条の四）

第八章～第十二章 「同上」

附則

〔新設〕

現 行

（傍線部分は改正部分）

第七十一条の五 事業者は、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる労働者に対し、当該労働者との間における業務上の優位性を利用して行う当該労働者に精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動であつて業務上適正な範囲を超えるものを行い、及び当該言動により当該労働者の職場環境が害されることのないよ

う、当該事業者の従業者に対する周知及び啓発、当該言動に係る実態の把握、当該事業者の労働者からの相談に応じ適切に対応するためには必要な体制の整備、当該言動を受けた労働者及び当該言動を行つた者に係る迅速かつ適切な対応その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 当該事業者又はその従業者 当該事業者の労働者又は当該事業者以外の事業を行う者の労働者
 - 二 当該事業者以外の事業を行う者又はその従業者 当該事業者の労働者
- 2| 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。
 - 3| 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たつては、第一項の言動を受けた労働者の利益の保護に特に配慮するものとする。
 - 4| 厚生労働大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。
 - 5| 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 6| 前三項の規定は、指針の変更について準用する。

（消費者対応業務の遂行に関連して行われる労働者に苦痛を与えるものとする。

るおそれのある言動に~~関~~し事業者の講ずべき措置)

- 第七十一条の六 事業者は、その労働者を消費者対応業務（個人に對する物又は役務の提供その他これに準ずる事業活動に係る業務のうち、その相手方に接し、又は應対して行うもの（事業を行う者又はその従業者に専ら接し、又は應対して行うものを除く。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に従事させる場合には、当該労働者に対しその消費者対応業務の遂行に關連して行われる当該労働者に業務上受忍すべき範囲を超えて精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれのある言動（当該労働者と業務上の關係を有する者により行われるものを除く。）により、当該労働者の職場環境が害されることのないよう、当該消費者対応業務の態様に応じ、当該労働者の職場において当該言動に適切に対処するため必要な体制の整備、当該労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置にして、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定めるものとする。
- 3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の指針の策定及び変更について準用する。
- 4 その消費者対応業務の全部又は一部を委託する者は、当該委託

〔新設〕

を受けた事業者が当該委託に係る消費者対応業務について第一項の規定により講ずべき措置を適切かつ有効に実施することができるように、必要な配慮を行うものとする。

(助言、指導及び勧告並びに公表)

第七十一条の七 厚生労働大臣は、第七十一条の五第一項及び前条第一項の規定の施行に關し必要があると認めるときは、事業者に対し、助言、指導又は勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第七十一条の五第一項又は前条第一項の規定に違反している事業者に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(調査研究等)

第七十一条の八 政府は、第七十一条の五第一項及び第七十一条の六第一項の言動に關し、その実態の調査、当該言動により労働者の職場環境が害されることの効果的な防止に関する研究その他の調査研究並びに情報の収集、整理及び分析を行うものとする。

(国の援助)

第七十一条の九 国は、第七十一条の五第一項及び第七十一条の六

〔新設〕

〔新設〕

第一項の規定により事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るため、相談、情報の提供その他の必要な援助に努めるものとする。

(国の援助)

第一百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の三第四項、第五十八条、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十一条、第七十二条の四及び第七十二条の九に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2
〔略〕

(国の援助)

第一百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七条の三第四項、第五十八条、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十二条及び第七十二条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2
〔同上〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（労働安全衛生法の適用に関する特例等）</p> <p>第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項及び第三項を除く。）まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第六十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の一、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条、第七十条、第七十一条の五第一項及び第七十二条の六第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働</p>	<p>（労働安全衛生法の適用に関する特例等）</p> <p>第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条（第二項及び第三項を除く。）まで、第十三条の二、第十三条の三、第十八条、第六十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の一、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）と、「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働の業務（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働</p>

者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に関しては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。）と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十二条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」という。）と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十二条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関する事項（派遣中の労働者に関する事項（派遣中の労働者に関する事項（当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（派遣中の労働者に関する事項（当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。）」と、同法第十九条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事

ては、第二号の業務（第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六条第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（厚生労働省令で定めるものに限る。）を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。）と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十二条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関する事項（派遣中の労働者に関する事項（当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第四項及び第五項、次条並びに第十三条の三において」と、同条第四項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（派遣中の労働者に関する事項（当該情報のうち第一項の厚生労働省令で定めるものに関するものを除く。）」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事

八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に
関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。）」
とする。

2514 [略]

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第七十一条の七、第七十一条の九、第九十三条第二項及び第三項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第一項及び第二項、第一百条から第一百二条まで、第一百三条第一項、第一百四条第一項、第一百四条第一項、第二項及び第四項、第一百六条第一項並びに第一百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「の労働者」とあるのは「の労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第

項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。）」とする。

2514 [同上]

15 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九条中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）」と、同法第二十八条第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条、第六十三条、第六十六条の五第三項、第七十条の二第二項、第七十一条の三第二項、第七十一条の四、第九十三条第二項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条の二第一項及び第二項、第一百条から第一百二条まで、第一百三条第一項、第一百四条第一項並びに第一百八条の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十一条第一項中「の労働者」とあるのは「の労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、同法第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第

定により適用される場合を含む。)と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定を含む。）」と、同法第一百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第一百十五条第一項中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。)又は同条第十項第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同法第一百十五条第一項中「（第二章の規定を除く。）」とあるのは「（第二章の規定を除く。）及び労働者派遣法第四十五条の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。